アガルートアカデミーの

こだわりのテキスト

アガルートアカデミーのインプット講座は、フルカラーテキストを使用します。これにより視覚的に情報を整理し、知識を吸収することができます。編集にあたっては、常に講師が出題傾向を分析し、注力すべき分野や知識を洗い出してテキストに反映しています。レイアウトにもこだわり、膨大な情報量を整理するため、図表にまとめたり、学習上有意義なアイコンやマークを作成したりなど、見やすさとわかりやすさを追求しています。そして最大のこだわりは、合格に必要な情報しか掲載しないこと。これにより、合格への最短距離をめざします。

合格に必要な情報だけを見やすくわかりやすく インプットテキスト

1 フルカラーテキスト

何度も目を通すことになるインプットテキストはフルカラーにし、視覚的に理解しやすく、楽しく学習を進められるよう工夫しました。

第2章 物権変動

テーマ	重要度
第1　物権変動総説	B
第2　不動産の物権変動	A
第3　動産の物権変動	A
第4　物権の消滅	B

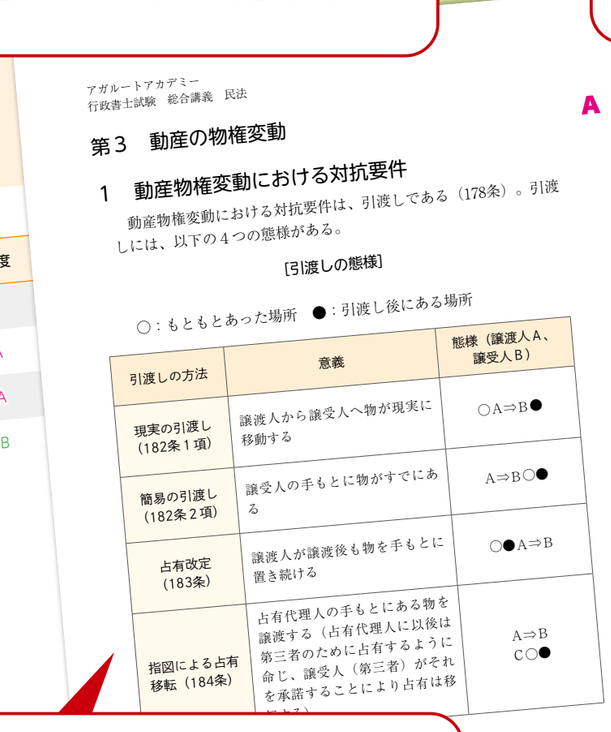
アガルートアカデミー
行政書士試験　総合講義　民法

A

第3　動産の物権変動

1　動産物権変動における対抗要件

動産物権変動における対抗要件は、引渡しである（178条）。引渡しには、以下の4つの態様がある。

[引渡しの態様]

○：もともとあった場所　●：引渡し後にある場所

引渡しの方法	意義	態様（譲渡人A、譲受人B）
現実の引渡し（182条1項）	譲渡人から譲受人へ物が現実に移動する	○A⇒B●
簡易の引渡し（182条2項）	譲受人の手もとに物がすでにある	A⇒B○●
占有改定（183条）	譲渡人が譲渡後も物を手もとに置き続ける	○●A⇒B
指図による占有移転（184条）	占有代理人の手もとにある物を譲渡する（占有代理人に以後は第三者のために占有するように命じ、譲受人（第三者）がそれを承諾することにより占有は移	A⇒B C○●

CHECK

指図による占有移転について

指図による占有移転において承諾を要求されているのは、「譲受人」であって「占有代理人」ではありません。

2 出題傾向がわかりやすい

出題傾向を分析し、各項目の重要度をA～Dにランク付けして表記しています。メリハリのある学習に役立ちます。

3 必要な情報だけを掲載

合格に必要な情報だけを精査し、簡潔にまとめて記載しています。これにより合格への最短距離を目指します。

4 アイコンでわかりやすく

学習上有意義な事項は、色枠で囲んだり、アイコンやマークを作成したり、目にとまるよう工夫しています。

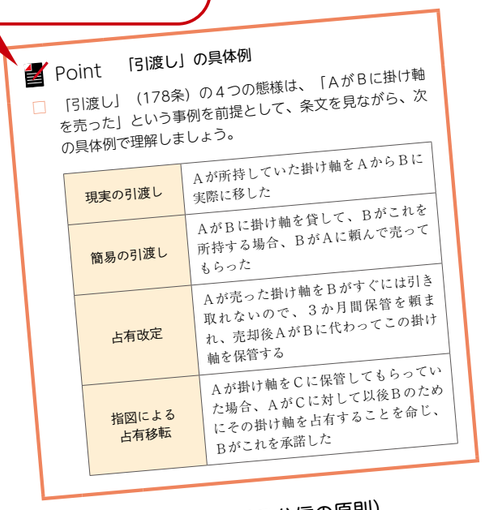
第2編　物権
第2章　物権変動

Point　「引渡し」の具体例

□「引渡し」（178条）の4つの態様は、「AがBに掛け軸を売った」という事例を前提として、条文を見ながら、次の具体例で理解しましょう。

現実の引渡し	Aが所持していた掛け軸をAからBに実際に移した
簡易の引渡し	AがBに掛け軸を貸して、Bがこれを所持する場合、BがAに頼んで売ってもらった
占有改定	Aが売った掛け軸をBがすぐには引き取れないので、3か月間保管を頼まれ、売却後AがBに代わってこの掛け軸を保管する
指図による占有移転	Aが掛け軸をCに保管してもらっていた場合、AがCに対して以後Bのためにその掛け軸を占有することを命じ、Bがこれを承諾した

2　即時取得（動産における公信の原則）

[即時取得]

(1)　意義

即時取得とは、動産を
してこれと取引した者
よって取引の安全を図る
ては、占有を信頼して
係なく、権利を取得す

5 豊富な図表

文章だけではわかりにくい部分については、図や表にまとめるなど、ひと目でわかるよう工夫しています。